

長

期

群本例規第13号(厚)

令和2年4月13日

各 所 属 長 殿

群馬県警察本部長

群馬県警察職員ピアサポート実施要領の制定について（例規通達）

この度、公私にわたる各種問題について不安や悩みを抱える職員に対する気付き、声掛け、傾聴等を通じ、その早期解決に向けた適切な助言等の能動的な支援を行うため、別添のとおり群馬県警察職員ピアサポート実施要領を制定したので、効果的な運用を図られたい。

なお、群馬県警察職員の生活相談業務に関する訓令の制定について（平成26年群本例規第26号）は、廃止する。

別添

群馬県警察職員ピアサポート実施要領

第1 趣旨

この要領は、群馬県警察職員（以下「職員」という。）が後顧の憂いなく職務にまい進できる環境を整備することを目的として、職員及びその家族（以下「職員等」という。）が抱える経済問題、家庭問題、健康問題その他の公私にわたる各種問題について、身近な同僚職員間の友愛の精神に立脚した相互扶助の観点から、各所属において指名された職員が不安や悩みを抱える職員に対する気付き、声掛け、傾聴等を通じ、又は職員等からの相談への対応を通じ、職員等の不安や悩みの早期解決に向けた適切な助言等の能動的な支援（以下「ピアサポート」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- 1 ピアソーター ピアサポートに従事する者として指名された職員をいう。
- 2 ピアサポート・コーディネーター ピアソーターを総括し、ピアソーターに対して専門的知見に基づく指導・助言等を行う者として指名された職員をいう。
- 3 部外相談員 職員以外の者であって、ピアソーター若しくはピアサポート・コーディネーターからの取次ぎや紹介を受け、又は職員等からの直接の依頼により、職員等からの相談への対応に従事する者をいう。

第3 ピアサポートの実施体制

1 ピアサポートの主管課

- (1) ピアサポートの主管課は、警務部厚生課（以下「厚生課」という。）とする。
- (2) 警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）は、次の事項に留意し、この要領に基づくピアサポートの制度（以下「制度」という。）の効果的な運用を図らなければならない。

ア 全ての職員に対する制度の趣旨の周知徹底を図るとともに、各級幹部職員にピアサポートの重要性を十分認識させること。

イ ピアソーター及びピアサポート・コーディネーターの資質向上を図るために、必要な措置を講ずること。

ウ ピアサポート・コーディネーター及び部外相談員の連絡先等を各ピアソーターに周知すること。

エ 制度の運用状況を適切に把握・検証し、隨時、運用の改善に努めること。

オ ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターを積極的に賞揚すること。

2 ピアサポーター

(1) ピアサポーターの指名等

ア 所属長は、所属の職員のうちから、原則として、執務室ごとに1人以上のピアサポーターを指名しなければならない。ただし、所属の体制、職員の勤務の状況等を踏まえ、執務室ごとにピアサポーターを置く必要がないと所属長が判断した場合は、この限りでない。

イ 所属長は、ピアサポーターの指名に当たっては、官職、階級、勤務経験等にとらわれることなく、ピアサポートを適切に実施することのできる人格識見、信望及び熱意を有する者を充てなければならない。

ウ ピアサポーターの指名及び指名の解除は、ピアサポーター名簿（別記様式第1号）により行うものとする。この場合において、所属長は、ピアサポーターを指名した場合は、ピアサポーター指名通知書（別記様式第2号）により、指名された職員に通知しなければならない。

(2) ピアサポーターの責務

ピアサポーターの責務は、次の事項とする。

ア ピアサポートを真摯に行うこと。

イ 助言者に徹し、職員等自身が問題を自力で解決するよう働き掛けること。

ウ 在任中と否とを問わず、知り得た職員等の秘密にわたる事項を漏らさないこと。

エ 職員等の同意がある場合を除き、直接当該職員の上司に連絡しないこと。ただし、当該職員に不健全な生活態度がみられるなど当該職員の上司に相談することが適切であると認められる場合は、直接、上司に申告するよう説得すること。

オ 各種専門資格の取得や研修会への積極的な参加等を通じ、ピアサポートの適切な実施に必要な知識・技能の習得に努めること。

カ 職員等の不安や悩みの内容が高度に専門的かつ技術的な知識・経験を要する事項であるなどピアサポーターのみでは適切な支援を行うことができない場合は、職員等の個人情報の取扱いに配意した上で、必要に応じ、ピアサポート・コーディネーターに指導・助言を求めるほか、職員等の同意を得た上で、部外相談員、関係課等に適切に取り次ぐよう努めること。

キ 職員等の不安や悩みの内容に、刑罰法令に違反する行為に関すること又は職員等の生命若しくは身体に危害が及ぶおそれがあることが含まれている場合は、迅

速に必要な措置を講ずること。

3 ピアサポート・コーディネーター

(1) ピアサポート・コーディネーターの指名等

ア 警察本部長（以下「本部長」という。）は、厚生課の職員のうちから、ピアサポート・コーディネーターを1人以上指名するものとする。

イ 本部長は、前記アの規定によるほか、厚生課以外の所属に属する職員を、必要に応じて、ピアサポート・コーディネーターに指名することができる。この場合において、所属長は、推薦者名簿（別記様式第3号）により、所属職員をピアサポート・コーディネーターに推薦することができる。

ウ ピアサポート・コーディネーターの指名に当たっては、ピアサポートに対する指導・助言等を適切に行うことができる人格識見及び専門知識を有する者を充てるものとする。

エ ピアサポート・コーディネーターの指名及び指名の解除は、ピアサポート・コーディネーターナー名簿（別記様式第4号）により行うものとする。この場合において、本部長は、ピアサポート・コーディネーターを指名した場合は、ピアサポート・コーディネーター指名通知書（別記様式第5号）により、当該指名をされた職員に通知するものとする。

(2) ピアサポート・コーディネーターの責務

ピアサポート・コーディネーターの責務は、次の事項とする。

ア ピアサポートからの指導・助言の求めに真摯に対応すること。

イ ピアサポートの相談対応力を向上させるため、効果的な研修会を企画・実施すること。

ウ ピアサポートに対する指導・助言等を適切に行うことができるよう、各種専門資格の取得や研修会への積極的な参加等を通じ、必要な知識・技能の習得に努めること。

4 部外相談員

(1) 厚生課長は、職員等の不安や悩みのうち、医療、法律、税務、不動産等の専門的かつ高度に技術的な知識・経験を要する事項に関し、職員等が有料・無料を問わず安心して相談ができるよう、次の事項に留意した上、これらの知識・経験を有し、人格識見の高い部外の専門家に委嘱するなどして部外相談員を確保しなければならない。

ア 医療に関する部外相談員の確保に当たっては、特に、精神保健の専門家を確保

するよう務めること。

イ 職員等のニーズが特に高い分野に関する部外相談については、職員等が無料又は低料金で相談ができるよう、必要な措置を講ずるよう努めること。

(2) ピアソポーターは、有料の部外相談員を紹介する場合は、職員等にその旨を十分説明すること。

5 所属長の責務

所属長は、次の事項に留意し、各所属におけるピアサポートが効果的に行われるよう配意しなければならない。

(1) ピアソポーターの指名又は指名の解除をした場合は、速やかにピアソポーター名簿を厚生課長に送付すること。

(2) ピアサポートの重要性を認識し、ピアソポーターにその重要性を十分理解させるほか、制度の趣旨や利用方法、ピアソポーターの連絡先等を所属の職員等に周知すること。

(3) ピアサポート業務の効果的な推進を図るため、ピアソポーターに指名されている者の勤務体制について配意すること。

(4) 職員等が相談を申し出たこと等を理由とする人事、給与、勤務等における不利益な取扱いはしないこと。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、ピアサポートの実施に当たり、必要な事項は、別に定める。